

○江津市乳幼児等医療費助成条例

昭和48年9月29日

条例第571号

改正 昭和49年4月1日条例第582号
昭和56年12月22日条例第22号
昭和58年3月24日条例第6号
昭和59年12月25日条例第32号
昭和62年3月20日条例第6号
平成6年9月30日条例第18号
平成7年9月22日条例第17号
平成9年3月21日条例第21号
平成9年6月24日条例第29号
平成10年3月25日条例第5号
平成10年7月1日条例第13号
平成11年3月23日条例第10号
平成14年9月24日条例第31号
平成16年8月4日条例第98号
平成17年6月30日条例第22号
平成18年3月24日条例第8号
平成18年9月19日条例第58号
平成19年3月26日条例第10号
平成20年9月24日条例第38号
平成21年3月23日条例第12号
平成22年9月22日条例第33号
平成24年6月22日条例第17号
平成24年9月21日条例第25号
平成25年3月19日条例第14号
平成26年12月19日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児等」とは、次の各号に掲げる者であつて、江津市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住所をいう。）を有しているものをいう。

- (1) 出生した日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者のうち、規則で定める疾患により病院又は診療所に入院をした者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に該当する者を除く。）とし、保健所長の意見により市長の認定を受けた者

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この条例において「社会保険各法以外の法令等」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令並びに通知をいう。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (3) 児童福祉法
- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年

法律第123号)

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号)

(7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱 (平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知)

4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者 (これらの者であった者を含む。) 又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法 (明治31年法律第9号) 第877条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている者を除く。

(助成対象額)

第3条 江津市は、乳幼児等 (社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの (以下「療養又は医療」という。)) を受ける者に限る。以下同じ。) が病院若しくは診療所又は薬局等 (以下「医療機関等」という。)) において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用 (以下「対象医療費」という。)) のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用 (社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。)) を助成対象額とする。

2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療をそれぞれ別個の医療機関等とみなす。

(資格証の交付)

第4条 市長は、第2条第1項第1号に規定する者について、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、資格証を交付するものとする。

(資格証の提示)

第5条 被保険者等は、第2条第1項第1号に規定する者が療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に対して、社会保険各法に定める被保険者証と

ともに資格証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第6条 第2条第1項第1号に掲げる者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによつて行ふ。ただし、規則で定める場合においては、助成対象額を被保険者等に支払うことによつて行ふ。

2 第2条第1項第2号に掲げる者に係る第3条の規定による助成は、助成対象額を被保険者等に支払うことによつて行ふ。

3 被保険者等は、第3条の規定による助成を受けた場合において、社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金について江津市から立替払を受けたときは、当該高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金に相当する額を江津市に返還しなければならない。

(助成の申請)

第7条 前条第1項ただし書き及び第2項の規定により、助成対象額の支払を受けようとする場合の申請手続等については、規則で定める。

2 前項の申請は、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払った日から起算して2年以内に行わなければならないものとし、当該期間内に申請がなされなかった本人負担額については、助成を行わないものとする。

(届出の義務)

第8条 被保険者等は、資格証の交付を受けた場合において、規則で定める事由に該当することとなったときは、当該事由が発生した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(資格証の再交付)

第9条 資格証を破損し、又は亡失した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつた場合は、市長は資格証を再交付するものとする。

(資格証の返還)

第10条 被保険者等は、第2条第1項第1号に規定する乳幼児等でなくなったときその他第3条の規定による助成を受ける資格を失つたときは、資格証を市長に返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、乳幼児等が第三者の行為によって生じた療養又は医療に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに第3条の規定により助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(費用の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和50年9月30日までの間、国民健康保険法の規定に基づいて設立された国民健康保険組合が支給する高額療養費は、社会保険各法に規定する高額療養費とみなす。

3 桜江町の編入の日の前日までに、桜江町乳幼児等医療費助成条例（平成14年桜江町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和49年4月1日条例第582号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月22日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月24日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養又は医療の給付に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月25日条例第32号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第5号の改正規定及び同項第6号を削る改正規定は、昭和59年4月1日から適用し、同項第2号を削る改正規定は、昭和59年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の適用日前に受けた療養又は医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例の規定は、昭和62年4月1日以後に受ける療養又は医療の給付について適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第18号）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後に受ける療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年9月22日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江津市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成7年11月1日以後に受ける療養又は医療について適用する。

3 この条例の施行前に出生している乳幼児で新たに受給資格を有することとなる乳幼児については、施行の日から満3歳に達した日の属する月の末日までを助成の期間とする。

附 則（平成9年3月21日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江津市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成9年4月1日以後に受ける療養又は医療について適用する。

附 則（平成9年6月24日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月23日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成14年10月1日以後に受ける療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年8月4日条例第98号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成17年10月1日以後に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成18年4月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月19日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成18年10月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月26日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成19年4月1日以後に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月24日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第3項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行し、同規定による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成20年12月1日以降に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月23日 条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成20年 4 月 1 日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月22日 条例第33号）

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月22日 条例第17号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月21日 条例第25号）

（施行期日）

この条例は、平成25年 3 月31日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第30号で平成24年11月 1 日から施行）

附 則（平成25年 3 月19日 条例第14号）抄

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日 条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例の規定は、平成27年 1 月 1 日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。